717 TH A	「照表(地震災害対策計画) 現行	改正案	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
	4. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	4. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	
1-10	住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザー	住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザー	表記の整理(防
	ドマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊	ドマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊	災基本計画の
	急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加	急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加	修正)
	えて必要に応じた <u>屋内での待避等</u> の指示、避難行動要支	えて必要に応じた <u>「屋内安全確保」</u> の指示、避難行動要	
	援者名簿の作成及び活用を図る。	支援者名簿の作成及び活用を図る。	
	5. 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな	5. 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな	
	支援に関する事項	支援に関する事項	
	被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必	被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必	表記の整理(防
	要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在	要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在	災基本計画の
	する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災	する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災	修正)
	者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制	者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制	
	の整備、被災者台帳の作成及び活用を図る。	の整備、 <u>積極的な</u> 被災者台帳の作成及び活用を図る。	
	第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務	第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務	
	の大綱	の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
	1. 市	1. 市	
1-12	⑥避難の勧告、指示、準備情報等の発令を行う。	⑥ <u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難</u>	避難情報の名
		<u>開始等</u> の発令を行う。	称変更
	2. 県	2. 県	
	① 県	① 県	
1-13	オ 避難の勧告、指示を代行することができる。	オ <u>避難勧告、避難指示(緊急)の発令</u> を代行すること	避難情報の名
		ができる。	称変更
	5. 指定公共機関	5. 指定公共機関	
1-21	④ 日本銀行	④ 日本銀行	日本銀行防災
	ア 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携	業務計画との
	乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関	<u>を図りつつ、次の措置を講じる。</u>	整合を図るた
	等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうる	ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節	め。
	よう協力する。	<u>i 通貨の円滑な供給の確保</u>	
	イ 災害が発生した場合においては、関係機関と協議	ii 現金供給のための輸送、通信手段の確保	
	の上、次の措置をとる。	iii 通貨および金融の調節	
	i 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金	イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に	
	融機関の所要現金の確保について必要な援助を	<u> 資するための措置</u>	
	行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置	<u>i 決済システムの安定的な運行に係る措置</u>	
	<u>を講じる。</u>	<u>ii 資金の貸付け</u>	
	ii り災金融機関に早急な営業開始を要請すると	ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置	
	ともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等に	エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	
	より営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を	オ 各種措置に関する広報	
	<u>とるよう要請する。</u>	カ 海外中央銀行等との連絡・調整	
	iii 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実		
	<u>施するよう要請する。</u>		

- (i)り災者の預貯金について、実情に即する簡易な 確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前 解約
- (ii)手形交換については、交換開始時刻、交換尻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認
- (iii)災害関係融資について実情に即した措置
- iv 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。
- v 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋 支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じ る。_
- vi 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密に し、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置 をとる。
- vii 上記措置については、金融機関と協力して速や かにその周知徹底を図る。
- 6. 指定地方公共機関
- ① 公益社団法人愛知県看護協会(略)
- 1-26 (追加)
 - ① 一般社団法人愛知県 L P ガス協会 (略)
 - 第2編 災害予防計画
 - 第1章 防災協働社会の形成推進
 - 第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画
 - 1. 自主防災組織に関する計画
 - (1) 自主防災組織の活動
 - ③災害発生時の活動
 - (略)
 - (略)
 - (略)
- 2-3 ・住民に対する避難勧告・指示等の伝達
 - (略)
 - (略)
 - (略)
- 2-4 (2)<u>自主防災組織と防災関係団体等とのネットワーク</u> 活動の推進

市は、<u>自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など、防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築するため、共同で防災訓</u>練に取り組むなど、必要な事業の実施及び支援、指導に

- 6. 指定地方公共機関
- ① 公益社団法人愛知県看護協会(略)
- ① 一般社団法人愛知県病院協会医療及び助産活動に協力する。① 一般社団法人愛知県LPガス協会

(略)

第1章 防災協働社会の形成推進

第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画

- 1. 自主防災組織に関する計画
- (1) 自主防災組織の活動
- ③災害発生時の活動

第2編 災害予防計画

- (略)
- (略)
- (略)

・住民に対する避難勧告・避難指示(緊急)等の伝達

- (略)
- (略)
- (略)
- (2) 自主防災組織等との連携体制の推進

市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共 機関の追加

避難情報の名 称変更

対策の追加(熊本地震の課題 検証報告) 新旧対照表 (地震災害対策計画)

努めるものとする。

2. ボランティアに関する計画

④防災ボランティア活動の普及・啓発

2-5 市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

第3節 企業防災の促進

1. 企業における措置

(1)~(3)(略)

2-6 (追加)

(4) (略)

第2章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 防災訓練の実施

(1)~(4)(略)

(追加)

2-8

(5) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する 防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を 行うとともに、積極的に協力する。

<u>(6)</u>訓練の検証

(略)

(7) 図上訓練等

(略)

第2節 防災知識の普及

2. ボランティアに関する計画

④防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、関係機関等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実に努めるものとする。

第3節 企業防災の促進

1. 企業における措置

(1)~(3) (略)

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) (略)

第2章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 防災訓練の実施

(1)~(4)(略)

(5) 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困 難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と 連携し、広域的な応援を行う防災訓練の実施に努め る。

(6) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは<u>自主</u>防災組織が実施 する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助 言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、 防災に関するアドバイスを行うものとする。

<u>(7)</u>訓練の検証

(略)

(8) 図上訓練等

(略)

第2節 防災知識の普及

対策の追加(熊 本地震の課題 検証報告)

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

対策の追加(熊本地震の課題 検証報告)

主体	内容
	①地震対策PR用パンフレット、チラシ等
	の作成配布
	地域と連携を図り、地域の実情に応じた
	防災の教育及び普及促進を図るとともに、
	平常時の心得、東海地震注意情報や予知情
	報及び警戒宣言発令時の心得、地震発生の
	心得に関する事項に留意し、住民等一人ひ
	とりが正しい知識と判断をもって行動で
	きるよう、パンフレット、チラシ等を作成
	し、各種防災行事等を通じて配布する。
	②住民等に対する地震教育
市	防災週間等を通じ、各種講習会、イベン
ιþ	ト等を開催し、地震・二次災害防止に関す
	る総合的な知識の普及に努めるものとす
	る 。
	また、地域と連携を図り、地域の実情に
	応じた防災の教育及び普及促進を図る。
	ア〜イ (略)
	ウ 地震保険は、地震等による被災者の生
	活安定に寄与することを目的とした公
	的保険制度であり、被災者が住宅再建す
	る際の有効な手段の一つとなる <u>ことか</u>
	<u>ら、</u> その制度の <u>普及促進</u> に努めるものと
	する。
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

第3章 避難対策

第1節 避難に関する計画

7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画

2-14	主体	内容	
		①市の避難計画	
		避難計画は、次の事項に留意して作成する	
	市	とともに、自主防災組織等の育成を通じ	
	m	て、避難体制の確立に努める。	
		ア <u>避難の勧告、指示等</u> を行う基準及び	
		伝達方法	
	(略)	(略)	

第2節 必需物資の確保対策

2-15

(2) 食品及び生活必需品の確保

> LL	+-
主体	内容
	①地震対策PR用パンフレット、チラシ等
	の作成配布
	地域と連携を図り、地域の実情に応じた
	防災の教育及び普及促進を図るとともに、
	平常時の心得、東海地震注意情報や予知情
	報及び警戒宣言発令時の心得、地震発生の
	心得に関する事項に留意し、住民等一人ひ
	とりが正しい知識と判断をもって行動で
	きるよう、パンフレット、チラシ等を作成
	し、各種防災行事等を通じて配布する。
	②住民等に対する地震教育
	防災週間等を通じ、各種講習会、イベン
	ト等を開催し、地震・二次災害防止に関す
±	る総合的な知識の普及に努めるものとす
市	る。 <u>この際、愛知県防災教育センターの活</u>
	<u>用を図る。</u>
	また、地域と連携を図り、地域の実情に
	応じた防災の教育及び普及促進を図る。
	ア~イ (略)
	ウ 地震保険は、地震等による被災者の生
	活安定に寄与することを目的とした公
	的保険制度であり、 <u>家屋等が被災した場</u>
	合、復旧に要する費用が多額にのぼるお
	<u>それがあることから、</u> 被災者が住宅再建
	する際の有効な手段の一つとなる <u>。その</u>
	<u>ため、被災した場合でも、一定の保証が</u>

生 表記の整理(防 公 災基本計画の 場 修正) お 建 #

対策の追加

第3章 避難対策

(略)

(略)

(略)

第1節 避難に関する計画

(略)

(略)

(略)

7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画

主体	内容
	①市の避難計画
	避難計画は、次の事項に留意して作成する
	とともに、自主防災組織等の育成を通じ
市	て、避難体制の確立に努める。
	ア <u>避難勧告、避難指示(緊急)等</u> を行
	う基準及び伝達方法
(略)	(略)

得られるよう、その制度の普及及び加入

<u>の促進</u>に努めるものとする。

第2節 必需物資の確保対策

(2) 食品及び生活必需品の確保

避難情報の名 称変更 市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐震性・耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

① 米穀の確保

市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」(市 町村長が自ら主食を確保する場合)に基づき、事前に 米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、 応急時の米穀の確保に努める。

なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の<u>買い入れ</u>・販売等に関する基本要領」により調達を図る。

第4章 避難行動の促進対策

第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備

第2節 緊急避難場所及び避難道路の指定等

1. 緊急避難場所の指定

2-16

2-17

2-18

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・ 施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令 に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場 合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避 難場所や一時避難場所を選定する。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1. 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

②避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方 が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u> の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、<u>避難勧告又は指示を行う際</u>(土砂災害については、それらを解除する際も含む)に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐震性・耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

① 米穀の確保

市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」(市 町村長が自ら主食を確保する場合)に基づき、事前に 米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、 応急時の米穀の確保に努める。

なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の<u>買入れ</u>・販売等に関する基本要領」により調達を図る。

第4章 避難行動の促進対策

第1節 気象警報や<u>避難指示(緊急)等</u>の情報伝達体制の整備

第2節 緊急避難場所及び避難道路の指定等

1. 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

<u>また</u>、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく<u>とともに</u>必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

1. 市における措置

(1)マニュアルの作成

市は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者 等避難開始等について、次の事項に留意の上、避難すべ き区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを 作成するものとする。

②避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」 の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(3)事前準備

市は、避難勧告等を発令する際(土砂災害については、 それらを解除する際も含む)に、国又は県に必要な助言 を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法 を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底してお くなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時

表記の整理

避難情報の名 称変更

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

表記の整理(防 災基本計画の 修正)

避難情報の名 称変更

対策の追加(防

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安 全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ 避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

第5節 避難に関する意識啓発

- 1. 市における措置
- (2) 避難のための知識の普及
- ②避難時における知識
 - (略)
 - (略)

2-20

・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ の移動を行うことがかえって危険を伴う場合等や むを得ないと住民等自信が判断する場合は、近隣の 緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を 行うべきこと

(3) その他

防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の 工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等 の理解の促進を図るよう努める。

第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備

1. 市における措置

2-21

- (1) 避難所等の整備
- 市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに 市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避 難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、 必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮し て整備していくものとする。

(2) 指定避難所の指定

から災害時における優先すべき業務を絞り込むととも | 災基本計画の に、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全 庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安 全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ 避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その 際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害 が発生することを考慮するよう努める。

第5節 避難に関する意識啓発

- 1. 市における措置
- (2) 避難のための知識の普及
- ②避難時における知識
 - (略)
 - (略)
 - ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ の移動を行うことがかえって危険を伴う場合等や むを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣 の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行 うべきこと

表記の整理(防 災基本計画の 修正)

対策の追加(防

災基本計画の

修正)

修正)

対策の追加(防

災基本計画の

修正)

(3) その他

①防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の 工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民 等の理解の促進を図るよう努める。

②指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場 合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使 用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか を明示するよう努める。

③市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標 識の見方に関する周知に努める。

第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備

- 1. 市における措置
- (1)避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに 市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避 難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、 必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮し て整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、 都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地にお ける防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

6

新旧対照表(地震災害対策計画)

①~②(略) ①~② (略) 2-22 (追加) ③指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な 対策の追加(防 機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を 災基本計画の 修正) 進めるものとする。 <u>④</u>~<u>⑤</u> (略) ③~④ (略) (5) 避難所の運営体制の整備 (5) 避難所の運営体制の整備 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」 ①市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」 「妊産婦・乳幼 などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運 <u>や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」</u>など 児を守る災害 営体制の整備を図るものとする。 を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営 時がイドライン」の 体制の整備を図るものとする。 策定 (追加) ②市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の 対策の追加(防 運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等 災基本計画の 修正) が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在 ③避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住 対策の追加(熊 する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされ 民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活 本地震の課題 る住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。 を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営 給証報告) 体制を検討する。 第2節 要配慮者支援対策 第2節 要配慮者支援対策 1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置 1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 (3) 避難行動要支援者対策 ②避難行動要支援者名簿の整備等 ②避難行動要支援者名簿の整備等 ア 要配慮者の把握 ア 要配慮者の把握 2-24 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われ 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行 表記の整理 るよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害 われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢 者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。 者等の情報を把握するものとする。 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 2-25 また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪 また、市は、条例等の定めにより、または、避難行 表記の整理(防 問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く 動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけ 災基本計画の 避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思 による説明及び意思確認により、平常時から、名簿情 修正) 確認を行う。 報を広く避難支援等関係者に提供することについて <u>周知</u>を行う。 ⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うこと ⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うこと ができるための通知又は警告の配慮 ができるための通知又は警告の配慮 避難情報の名 避難勧告・指示を行った場合は、避難行動要支援者 避難勧告等を発令した場合は、避難行動要支援者 については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車など については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車など 称変更 による広報などのほか、携帯電話のメールサービス、 による広報などのほか、携帯電話のメールサービス、 市ホームページや防災情報ブログに加え電話、FA 市ホームページや防災情報ブログに加え電話、FA Xによる情報伝達に努めるものとする。 Xによる情報伝達に努めるものとする。 2. 外国人等に対する防災対策 2. 外国人等に対する防災対策 2-26 市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避 表記の整理(防 異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確 難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国 災基本計画の な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努め 人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外 修正) る。 国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災 害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のよう

な防災環境づくりに努める。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等 の整備

- 1. 市及び防災関係機関における措置
- (5) 人材の育成等

2-29

市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、 応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実 を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等 により、人材の育成を図る。

(6) 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備え非常用通信手段の確保を図るものとする。

- 3. 情報の収集・連絡体制の整備
- (2) 通信施設・設備等

①~② (略)

2-30 (追加)

2-32

5. 道路河川の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した<u>道路河川等</u>の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、 地震災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備 え、走破性の高い災害対策用の車輌を導入に努める。

- 9. 災害廃棄物処理に係る事前対策
- (1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針(平成26年3月:環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等 の整備

- 1. 市及び防災関係機関における措置
- (5) 人材の育成等

市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、 応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容 の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との 連携等により、人材の育成を図る。

(6) 防災中枢機能の充実

市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、 代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等 の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が 相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切 な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備え非常 用通信手段の確保を図るものとする。

また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

- 3. 情報の収集・連絡体制の整備
- (2)通信施設·設備等

①~② (略)

③防災情報システムの整備

市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5. 道路等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した<u>道路等</u>の損壊の復旧等に必要な 土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震 災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走 破性の高い災害対策用の車輌を導入に努める。

- 9. 災害廃棄物処理に係る事前対策
- (1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月:環境省) 及び愛知県災害廃棄物処理計画(平成 28 年 10 月)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体 表記の整理(防 災基本計画の 修正)

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

表記の整理

愛知県災害廃 棄物処理計画 の策定 体的に示すものとする。

10. 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(追加)

第8章 液状化対策・土砂災害等の予防

5. 市における措置

(1)~(2)(略)

2-36 (追加)

第10章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策計画

4. 危険物等の保安確保の指導

2-47 (追加)

尾三消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導する。

また、これら施設等について、消防法の規定による立 入検査を必要に応じて実施し、災害防止上、必要な助言 又は指導を行うものとする。

なお、少量危険物施設並びに指定可燃物施設にあって は、危険物施設に準じて立入検査等を実施するものとす る。

(追加)

第11章 広域応援体制の整備

第1節 広域応援体制の整備

(1) 応援協定の締結等

制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

10. 罹災証明書の発行体制の整備

(1)市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

対策の追加(防

災基本計画の

修正)

第8章 液状化対策・土砂災害等の予防

5. 市における措置

(1)~(2)(略)

(3) 宅地危険箇所の耐震化

県と協力し、大規模盛土造成地の把握や滑動崩落のお それが大きい大規模盛土造成地における宅地の耐震化 に努めるものとする。 対策の追加(防 災基本計画の 修正)

第10章 火災予防・危険性物質の防災対策

第1節 火災予防対策計画

4. 危険物等の保安確保の指導

(1) 危険物等保安確保の指導

尾三消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導する。

また、これら施設等について、消防法の規定による立 入検査を必要に応じて実施し、災害防止上、必要な助言 又は指導を行うものとする。

なお、少量危険物施設並びに指定可燃物施設にあって は、危険物施設に準じて立入検査等を実施するものとす る。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止する ため、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際 にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものと する。

第11章 広域応援体制の整備

第1節 広域応援体制の整備

(1) 応援協定の締結等

表記の整理

対策の追加

(追加)

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。また、防災関係機関は、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、同様の措置を講ずるよう努める。

(2) 応援要請、受け入れ体制の整備

- (略)
- (略)
- (略)

(追加)

2-49 (追加)

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制(組織の動員配備)

3. 災害対策本部の配備

(2)本部員会議

② 本部員会議で協議する事項

- (略)
- (略)

①相互応援協定

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

②民間団体等との協定

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間 団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ず ることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果 的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。 民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災 情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、 あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結してお く、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理す る施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間 団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 応援要請、受け入れ体制の整備

- (略)
- (略)
- (略

・緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

対策の追加(防

災基本計画の

修正)

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行う ため、地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。) の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について 検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める ものとする。

(2)訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しに努めるものとする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制 (組織の動員配備)

3. 災害対策本部の配備

(2) 本部員会議

② 本部員会議で協議する事項

- (略)
- (略)

対策の追加(熊 本地震の課題

検証報告)

対策の追加(熊 本地震の課題 検証報告)

3–2

10

新旧対照表 (地震災害対策計画)

- ・避難勧告・指示及び災害救助法の適用に関すること。
- (略)

3-4

8. 防災関係機関等

防災上重要な機関又は施設の管理者は、地震等により 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その 所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他 の防災関係機関の応急対策が円滑に行われるよう、相互 の協力体制を整えておくものとする。

第4章 被害状況等の収集・伝達

■ (略)

3-8

3-9

3-10

3-12

- ■市、県及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策 が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努め る。
- (略)
- (略)
- (略)
- 4. 市の措置
- 市は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等)について、把握できた 範囲から直ちに県へ報告する。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難指示等</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

第5章 広報

- ・避難勧告等の発令及び災害救助法の適用に関すること。
- (略)

8. 防災関係機関等

防災上重要な機関又は施設の管理者は、地震等により 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その 所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他 の防災関係機関の応急対策が円滑・的確に行われるよ う、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケ ーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」 を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力 体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した 関係を持続的なものにするよう努める。 避難情報の名 称変更

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

第4章 被害状況等の収集・伝達

- (略)
- ■市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、 関係機関を含めて災害に関する情報を共有すること ができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急 対策が実施できるよう努める。

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

- (略)
- (略)
- (略)
- 4. 市の措置
- (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告市は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難勧告等</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡するものとする。

第5章 広報

 避難情報の名 称変更

表記の整理(防 災基本計画の 修正)

	①広報活動
	イ 広報の内容
巿	• (略)
消	• (略)
及び	• (略)
警察	• (略)
等	• (略)
消防及び警察等防災関係機関	• (略)
係機	・ <u>避難の指示、勧告</u> 、避難所及び救護所
関	- (略)
	② (略)
	③ (略)

①広報活動

イ 広報の内容

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- ・<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>、避難所及 び救護所
- (略)
- ② (略)
- ③ (略)

避難情報の名 称変更

第6章 避難

第1節 避難対策

- 1. 市における措置
- (1) 避難の指示等

3-14 ①避難指示 (緊急)等

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努める。

②避難準備・高齢者等避難開始

一般住民に対して避難準備(家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備)を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。

また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発 令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。

③屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

④対象地域の設定

避難準備・高齢者等避難開始や避難指示(緊急)を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

第6章 避難

市

消防及び警察等防災関係機関

第1節 避難対策

- 1. 市における措置
- (1)避難の指示等

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>勧告又は</u>指示する。

表記の整理

(削除) 表記の整理

(削除) 表記の整理

(削除) 表記の整理

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

表記の整理(防 災基本計画の 修正) 2. 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

3-15 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

3. 避難の措置と周知

避難の勧告もしくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民等に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民等への周知徹底

避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。

第2節 避難所の開設・運営

3-17

3-18

3-19

市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを 含め、福祉避難所を開設したり、民間賃貸住宅等を避難 所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努め る。

2. 避難所の運営

⑨避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

⑩避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による 運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等 について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の 協力が得られるよう努める。

②公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」(県と県内5つの生活衛生同業

2. 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

著しい危険が切迫していると認められるときは、立退 くことを指示する。

3. 避難の措置と周知

避難勧告等を発令した者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民等に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民等への周知徹底

避難勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防 災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、 対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。

第2節 避難所の開設・運営

市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを 含め、福祉避難所を開設したり、<u>旅館・ホテル等</u>を避難 所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努め る

2. 避難所の運営

⑨ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

⑩避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による 運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有したNPOや</u>ボランティア等の協力が得られるよう努める。

②公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」(県と県内5つの生活衛生同業

表記の整理

避難情報の名 称変更

避難情報の名 称変更

表記の整理(防 災基本計画の 修正)

対策の追加(熊 本地震の課題 検証報告)

表記の整理

表記の整理

新旧対照表(地震災害対策計画)

組合との協定)に基づき、県を通じ生活衛生同業組合 へ<u>これらの</u>業務の提供を要請するなど避難所の公衆 衛生の向上に努めるものとする。 組合との協定)に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

第7章 要配慮者支援対策

- 7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
- (4)通訳ボランティア等の避難所等への派遣<u>(ボラン</u> ティアセンターを通じて依頼)

第10章 消防活動

3. 消防団活動

3-21

3-26

	主体	内容
		⑥避難方向の指示
	214	<u>避難の指示、勧告がなされた</u> 場合は、これを
	消団	住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡
		をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基
		づき、住民等に安全な方向を指示する。

第12章 水・食品・生活必需品の供給

第2節 食品の供給

3-31 (3) 米穀

②米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買<u>い</u>入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。

第13章 緊急輸送対策等

第2節 緊急輸送手段確保計画

1. 緊急輸送の範囲

3-36 ①~⑥ (略)

3-37

(追加)

第3節 自動車運転者における措置

(1)大規模地震が発生したとき

- ①車輌を運転中に大震災が発生したとき
- エ 車輌を置いて避難するときは、道路外の場所に 移動させる。やむを得ず道路上において避難する ときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止 め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ド アはロックしない。駐車時は、避難者の通行や応急 対策の妨げとなる場所には駐車しない。

第7章 要配慮者支援対策

- 7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
- (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

表記の整理

- 第10章 消防活動
- 3. 消防団活動

主体	内容
	⑥避難方向の指示
2714	<u>避難勧告等が発令された</u> 場合は、これを住民
消防団	等に伝達するとともに、関係機関と連絡をと
য	りながら、火勢の状況等正しい情報に基づ
	き、住民等に安全な方向を指示する。

避難情報の名 称変更

第12章 水・食品・生活必需品の供給

第2節 食品の供給

(3) 米穀

②米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。

表記の整理

第13章 緊急輸送対策等

第2節 緊急輸送手段確保計画

- 1. 緊急輸送の範囲
- ①~⑥ (略)

⑦被災者(滞留者、要配慮者、傷病者等)及びボランテ ィア

第3節 自動車運転者における措置

- (1) 大規模地震が発生したとき
- ①車輌を運転中に大震災が発生したとき
- エ 車輌を置いて避難するときは、道路外の場所に 移動させる。やむを得ず道路上において避難する ときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止 め、エンジンキーは付けたままとするか運転席な どの車内の分かりやすい場所に置いておくことと し、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車時は、避 難者の通行や応急対策の妨げとなる場所には駐車

県とバス及び タクシー協会 との協定締結

交通の方法に 関する教則(国 家公安委員会 告示)の改正 第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策3-38 (追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

第16章 応援協力・派遣要請 第2節 職員派遣の要請等

3-48

3-61

主体	内容		
市長	(1)職員の派遣①~③ (略)(追加)		
(略)	(略)		

第20章 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危 険度判定

2. 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。実施にあたっては、「被災建築物応急危険度 判定必携」(全国被災建築物応急危険度判定協議会)等のマニュアルを活用するものとする。 しない。

第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策

■被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

■ガス供給施設に基大な被害を受けた場合、的確な情報 の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域 へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害 の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。な お、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な 限りガスの供給を継続する。

- ■水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できな くなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の 応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復 旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確 保する。
- ■下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- ■復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目 安を明示するものとする。

第16章 応援協力・派遣要請

第2節 職員派遣の要請等

王体	内容
	(1)職員の派遣
	①~③ (略)
市長	④被災市町村への職員の派遣
長	被災市町村に職員を派遣する場合、地域
	や災害の特性等を考慮した職員の選定に努
	<u>めるものとする。</u>
(略)	(略)

対策の追加(防 災基本計画の 修正)

対策の追加(防

災基本計画の

修正 (H29.4))

第20章 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危 険度判定

2. 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険 度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調 査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有してい 対策の追加(防 災基本計画の 修正) 第22章 学校における対策

3-68

_

第4節 教科書、学用品等の給与

市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を所定の様式により速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

第24章 災害救助法の適用

3-70 (3) 救助の種類及び期間

災害救助法が適用された場合<u>の</u>救助の種類、方法、期間等については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興計画

(追加)

<u>ることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の</u> <u>違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者</u> に明確に説明するものとする。

第22章 学校における対策

第4節 教科書、学用品等の給与

市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び生徒に対して学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を所定の様式により速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

第24章 災害救助法の適用

(3) 救助の種類及び期間

災害救助法が適用された場合、市長は知事の委任を 受けて、災害救助法に基づく救助を行う。また、知事 から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を 行う。救助の種類、方法、期間等については、災害救 助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 復興体制

- ■大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復 興体制を整備する。
- ■大規模災害により被災した地域の再建を可及的速や かに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興 を進める。
- ■市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要 に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣 等の協力を求める。
- ■被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあら ゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促 進する。

第1節 復興本部の設置等

- 1 市における措置
- (1) 市復興本部の設置

本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に 規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」 が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示 し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進 する必要があると災害対策本部長(市長)が判断した場 合、復興本部を設置する。

(2) 市復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

表記の整理

対策の追加

災害救助法に関する記載の

充実

	1.常久(地展火音对来时画)	。 (3)本部会議の開催	
		本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うた	
		め、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、	
		本部長、副本部長及び本部員とする。	
		第2節 復興計画等の策定	
		1 市における措置	
		_(1) 市復興計画の策定	
		特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度	
		変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた	
		地域など、復興法に定める要件に該当する地域となった	
		場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市	
		復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、	
		被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。	
		第3節 職員の派遣要請	
		1 市における措置	
		(1) 国の職員の派遣要請(復興法第53条)	
		市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場	
		合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請	
		することができる。	
		(2)他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自	
		治法第 252 条の 17)	
		市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認め	
		<u>る場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派</u>	
		<u>遣を要請することができる。</u>	
		(3)職員派遣のあっせん要求(復興法第 54 条)	
		市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定	
		<u>地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求める</u>	
		<u>ことができる。</u>	
		また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の	
		規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、	
		あっせんを求めることができる。	
4-1	第 <u>1</u> 章 民生安定のための緊急措置	第 <u>2</u> 章 民生安定のための緊急措置	表記の整理
4-2	第 <u>2</u> 章 激甚災害の指定に関する計画	第 <u>3</u> 章 激甚災害の指定に関する計画	表記の整理
4-4	第 <u>3</u> 章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	第 <u>4</u> 章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	表記の整理
	第3節 住宅等対策	第3節 住宅等対策	
4–6	2. 独立行政法人住宅金融支援機構 <u>東海支店</u> における措	2. 独立行政法人住宅金融支援機構における措置	表記の整理
	置		
4–8	第 <u>4</u> 章 その他の復興整備事業	第 <u>5</u> 章 その他の復興整備事業	表記の整理
	第5編 東海地震に関する事前対策	第5編 東海地震に関する事前対策	
	第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	
	第3節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の	第3節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の	

収集、報告

5-9

5-13

- (1) 報告事項
- ③ 東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示)

第6章 発災に備えた直前対策

第1節 避難等対策

- 1 事前対策
- ①市は、あらかじめ警戒宣言発令時の避難勧告・指示等 の対象地区を定め、対象地区の範囲、想定される危険 の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する 注意事項(服装、携帯品等)を関係住民に対し周知す るものとする。
- 2 避難勧告・指示
- ①避難の勧告・指示

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民 等の生命及び身体を保護するため必要があると認め るときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、 避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設 定を行う。

② 勧告・指示の伝達方法

市長は 警戒官言発令後速やかに避難対象地区の 住民等に対し、広報車等により避難の勧告・指示を行 う。

第7節 交通対策

1. 道路交通

5-21

5-25

②走行中に警戒宣言が発せられた場合、次により行

(1) 運転者のとるべき措置の周知

- 動する。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できるかぎり 道路外の場所に駐車する。やむを得ず道路上に 置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐 車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたま まとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車す るときは、避難する人の通行や地震防災応急対 策・災害応急対策活動の妨げとならないように する。

第10節 緊急輸送

- 3. 緊急輸送車両の事前届出及び確認
- (2) 緊急輸送車両の確認
- ②緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると認定し たときは、「緊急通行車両確認証明書」を標章とともに申 請者に交付する。

収集、報告

(1) 報告事項

③東海地震予知情報の伝達、避難勧告・避難指示 (緊 急)

避難情報の名 称変更

第6章 発災に備えた直前対策

第1節 避難等対策

- 1. 事前対策
- ①市は、あらかじめ警戒宣言発令時の避難勧告・避難指 示(緊急)の対象地区を定め、対象地区の範囲、想定 される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避 難に関する注意事項 (服装、携帯品等)を関係住民に 対し周知するものとする。

避難情報の名 称変更

2. <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>

避難情報の名 称変更

①避難勧告・避難指示 (緊急)

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民 等の生命及び身体を保護するため必要があると認め るときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、 避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設 定を行う。

②避難勧告・避難指示 (緊急) の伝達方法

市長は、警戒官言発令後速やかに避難対象地区の 住民等に対し、広報車等により避難勧告・避難指示 (緊急)の伝達を行う。

第7節 交通対策

- 1. 道路交通
 - (1) 運転者のとるべき措置の周知
- ②走行中に警戒宣言が発せられた場合、次により行 動する。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できるかぎり 道路外の場所に駐車する。やむを得ず道路上に 置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐 車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたま まとするか運転席などの車内の分かりやすい場 所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロッ クしない。駐車するときは、避難する人の通行や 地震防災応急対策・災害応急対策活動の妨げと ならないようにする。

交通の方法に 関する教則(国 家公安委員会 告示) の改正

第10節 緊急輸送

- 3. 緊急輸送車両の事前届出及び確認
- (2) 緊急輸送車両の確認
- ②緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると確認し たときは、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申 請者に交付する。

表記の整理